

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度湖山池全域水草・藻類調査業務
- (2) 数量及び仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限
令和7年12月12日
- (4) 履行場所
鳥取市（湖山池）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「各種調査委託」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。）に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、公告の日において当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 平成30年度以降、国又は地方公共団体において本件業務と同種の業務（水生植物群落調査をいう。）を実施した実績があること。

3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問
質問は、令和7年6月11日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月12日の午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。
- (2) 質問書の送信先
鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部 検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和7年6月9日とする。
- (5) 到着期限は、令和7年6月15日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には総額を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には差出人の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は営業所等の受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和7年6月16日 午後2時40分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

8 落札候補者

(1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、別に指定する日までに入札参加資格確認申請書（別紙5）及び同種業務の実績（別紙6）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

11 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課

電話：0857-30-8121

ファクシミリ：0857-20-3948

質 問 書

業 務 名	令和7年度湖山池全域水草・藻類調査業務
公 告 日	令和7年6月2日
質 問 者 名	会 社 名 : 代表者名 : 連 絡 先 : 電話 ファクシミリ 質 問 者 :
提出年月日	令和 年 月 日
質 問 事 項	

【封筒表面】

6 9 9 7 8 0 8 6	日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留		入札書在中 朱書きすること。
	鳥取市総務部検査契約課 行		
	一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの郵送方法を記入すること。		
	開札日	令和 7 年 6 月 1 6 日	
	業務名	令和 7 年度湖山池全域水草・藻類調査業務	
	<u>簡易書留</u>		

【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住 所		
商号又は名称		

※封筒は、長型 3 号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

代理人 住 所
氏 名

印

業 務 名	令和 7 年度湖山池全域水草・藻類調査業務
入札金額	金 _____ 円

- ※ 入札金額は、総額を記載すること。
※ 4 入札方法等の(6)及び(9)を熟読の上作成すること。

委 任 状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人
と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

受任者 住 所

氏 名

印

業務名	令和 7 年度湖山池全域水草・藻類調査業務
-----	-----------------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

業 務 名：令和 7 年度湖山池全域水草・藻類調査業務

公 告 日：令和 7 年 6 月 2 日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第 4 号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

添付書類

同種業務の実績（別紙 6）及びその内容を証明するための書類

同種業務の実績

商号又は名称

令和 7 年度湖山池全域水草・藻類調査業務

項目・番号		1	2
業務名等	業 務 名		
	発 注 機 関 名		
	履 行 場 所		
	契約金額（最終）	千円	千円
	履 行 期 間		
業 務 の 内 容			
業務の履行条件その他			

備考

- 1 該当する業務実績について、2 件を限度として、すべての項目について具体的に記載すること。
- 2 業務名は、受注した業務名とし、鳥取県内での施工実績を優先して記載すること。
- 3 契約金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 業務の内容の欄は、具体的な作業種、規模等を記入すること。
- 5 業務の履行条件その他の欄は、技術的特徴（実施方法、対策、実施に当たり工夫又は苦心した点等）を記入すること。
- 6 同種業務の実績が確認できる資料として、契約書の写しを添付すること。

令和7年度 湖山池水草・藻類調査業務仕様書

1 目的

本業務は、現在の湖山池における水草・藻類相の分布状況を把握するとともに、過去調査の結果との比較により、汽水化の取組後の湖内の水生植物群落の変化を明らかにするために実施する。

2 業務名

令和7年度 湖山池水草・藻類調査業務

3 業務期間

契約締結日から令和7年12月12日まで

4 業務内容

受注者は本業務において次の(1)から(6)までの業務を行うこと。

なお、業務の詳細については契約締結後、鳥取市市民生活部環境局環境保全課及び鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課（以下「各発注者」という。）と受注者が協議を行い決定する。

また、本業務における打合せ協議は次の2回を見込んでいるが、各発注者が必要と認めた時は随時行う。

1回目 業務着手時

2回目 成果納品時

(1) 業務実施計画の作成及び調整

ア 業務実施に当たり、業務スケジュール等の業務の円滑実施に必要な事項を各発注者と協議し、業務実施計画を作成すること。

イ 業務実施に係る必要な各種手続等は、全て受注者が行うこと。

(2) 現場調査

調査内容等は次表のとおりとする。

区分	調査内容	調査時期	調査回数
A	全域現地調査	7月～9月	1回
B	岸辺の経月状況スクリーニング調査	7月、8月、9月	各月1回程度
C	湖山川調査		

(3) 調査方法

A：全域現地調査

過去調査の調査手法を参考にして、水中カメラ（又は必要に応じてダイバーによる潜水）により水中の観察を実施し、湖内に生息する水草・藻類の出現リストを作成する。調査地点では、種ごとに被覆の程度を記録する。なお、観察で使用する船は、受注者が確保すること。

（参考）令和5年度観察地点：29地点

B：岸辺の経月状況スクリーニング調査

岸辺の石積み護岸等に付着している水草・藻類の種類と被覆の程度を記録する。

なお、調査対象とする地点は事前の現場踏査により3地点での設定とするが、調査に当たって潜水観察は不要であり、陸上から接近できる範囲までの調査とする。

調査面積は、1～2㎡程度で、岸辺から安全にアプローチできる地点で水草・藻類の生息が見られる場所の岸壁・石などに付着するものが対象となる。

なお、本仕様書における水草・藻類は淡水性・汽水性・海水性を問わず全てを対象とする。

C：湖山川調査

調査は船上からの目視及び水中カメラによる水中の観察を実施し、湖山川に繁茂する水草・藻類の種類と被覆の程度を記録する。

なお、調査で使用する船は、受注者が確保すること。

(4) 文献調査

湖山池周辺で実施された既報の調査報告書、各種文献情報をできる限り入手・整理し、今回の調査結果と比較する。

(5) 考察

(2)から(4)までの結果を踏まえて、汽水化後の池周辺の水生植物群落の変化について考察する。

(6) 結果報告書の作成

現場調査完了後、成果物として件名、調査場所、調査期間、調査方法、調査結果(写真を含む。)及び考察を簡潔明瞭に整理して結果報告書として取りまとめて、業務期間の終了日までに業務完了報告書と併せて提出すること。

5 業務完了時の提出物

業務完了時の提出物は次のとおりとし、いずれも各発注者に1部ずつ提出すること。

(1) 業務完了報告書(紙媒体。4(6)の結果報告書を含む。)

(2) (1)の電子データを格納した電子媒体(CD又はDVD)

6 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、別段の定めのあるものを除き、全て受注者の負担とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、各発注者と受注者が協議して定める。

令和7年度 湖山池全域水草・藻類調査業務委託契約書

鳥取市（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び●●●（以下「丙」という。）とは、次の条項により「令和7年度 湖山池全域水草・藻類調査業務」（以下「委託業務」という。）に関する委託契約を締結する。

（目的、信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は委託業務を丙に委託し、丙はこれを受託する。

2 甲乙丙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別添「令和7年度 湖山池水草・藻類調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書中「各発注者」とあるのは「甲及び乙」と、「受注者」とあるのは「丙」と読み替えるものとする。

（業務期間）

第3条 委託業務の期間（以下「業務期間」という。）は、契約締結日から令和7年12月12日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）の額は、金●●●円（うち消費税及び地方消費税の額 金●●●円）とする。

2 委託業務の完了後に丙に支払う甲及び乙の委託料の額（以下「委託料負担額」という。）は、次のとおりとする。

甲 金●●●円（うち消費税及び地方消費税の額 金●●●円）

乙 金●●●円（うち消費税及び地方消費税の額 金●●●円）

（契約保証金）

第5条 この契約に係る丙の契約保証金は、これを免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 丙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲及び乙の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 丙は、甲及び乙の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（1）再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

（2）再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

3 丙は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲及び乙に対して責任を負わせなければならない。

（守秘事項等）

第8条 丙は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

2 丙は、委託業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は甲及び乙の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

- 3 丙は、委託業務に従事する者並びに前条の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、前2項の規定を遵守させなければならない。
- 4 甲及び乙は、丙が前3項の規定に違反し、甲及び乙又は第三者に損害を与えた場合、丙に対し、この契約の解除若しくは損害賠償の請求又はその両方を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第9条 丙は、委託業務に必要な情報等について、この契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特許権等の使用)

第10条 丙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲及び乙がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、丙がその存在を知らなかったときは、甲及び乙は、丙がその使用に関して要した費用を負担する。

(委託業務の調査等)

第11条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、丙の委託業務の履行状況について調査し、甲及び乙の職員を立ち合わせ、又は丙に報告を求めることができる。この場合において、丙は、これに従わなければならない。

(仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 丙は、委託業務の履行内容が仕様書又は甲乙丙の協議の内容に適合しない場合において、甲及び乙がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(事故等発生時の対応義務)

第13条 丙は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を甲及び乙に報告しなければならない。

2 前項の場合において、丙は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について甲乙丙で協議するものとする。

(一般的損害)

第14条 委託業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、丙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲及び乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、丙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲及び乙のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙がその賠償額を負担する。

3 前2項の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙丙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(責任の制限)

第16条 甲乙丙の責めに帰することのできない理由により、丙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、丙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲及び乙は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(完了報告及び検査)

- 第17条 丙は、委託業務を完了したときは、仕様書の5に定めるところにより、業務完了報告書及び結果報告書（以下「業務完了報告書等」という。）を甲及び乙に提出しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の業務完了報告書等を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その旨を速やかに丙に通知しなければならない。
- 4 丙は、第2項の検査に合格しないときは、甲及び乙の指示に従って遅滞なくこれを修補し、甲及び乙の検査を受けなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の再検査の場合において準用する。

(委託料の支払等)

- 第18条 丙は、前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の通知を受理した後、甲及び乙それぞれに対し、第4条第2項に定める甲及び乙の委託料負担額を請求する。
- 2 甲及び乙は、前項の規定による正当な請求書を受理した日から30日以内に請求のあった甲及び乙の委託料負担額をそれぞれ丙に支払うものとする。
- 3 甲及び乙が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、丙は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲及び乙に請求することができる。

(違約金)

- 第19条 甲及び乙は、丙が業務期間内に委託業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、甲及び乙それぞれの委託料負担額から既完了部分（丙が既に委託業務を完了した部分のうち、甲及び乙が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した額を違約金として丙に請求することができる。

(業務の中止)

- 第20条 甲及び乙は、必要があると認めたときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

(追完請求権)

- 第21条 甲及び乙は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、丙に対して相当の期間を定めて甲及び乙の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の規定により甲及び乙が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲及び乙は丙に対して代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲及び乙が丙に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(任意解除)

- 第22条 甲及び乙は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1か月前までに文書により丙に通知しなければならない。この場合において、丙に損害を及ぼしたときは、丙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(催告による解除)

第23条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (2) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 丙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として甲及び乙の委託料負担額の10分の1に相当する金額を甲及び乙それぞれに支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第24条 甲及び乙は、丙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の履行不能が明らかであるとき。
- (2) 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、甲及び乙が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 丙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（丙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、丙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 丙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として甲及び乙の委託料負担額の10分の1に相当する金額を甲及び乙それぞれに支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由による場合は、

この限りでない。

(解除の制限)

第25条 第23条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が甲又は乙いずれかの責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲及び乙は、前2条の規定によるこの契約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

第26条 丙が第24条第1項第5号に該当する行為をしたと甲及び乙が認めたときは、甲及び乙がこの契約を解除するか否かを問わず、丙は、賠償金として甲及び乙の委託料負担額の10分の2に相当する金額を甲及び乙それぞれに支払わなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第27条 この契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 鳥取県鳥取市幸町71番地
鳥取市
鳥取市長 深澤 義彦

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

丙